

〔資料 1〕

令和 2 年 10 月 27 日
区民部国保年金課

練馬区国民健康保険条例の改正について

この度、新型コロナウイルス感染症に対応するため、練馬区国民健康保険条例を改正しました。ついては、下記のとおり報告します。

記

1 令和 2 年第二回定例会 条例改正に関連するもの（令和 2 年 6 月 19 日 議決）

- (1) 議案第 42 号 練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例
(別紙 1-1)
- (2) 令和 2 年 3 月 10 日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」
(別紙 1-2)
- (3) 令和 2 年 4 月 8 日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援について」
(別紙 1-3)

2 令和 2 年第三回定例会 条例改正に関連するもの（令和 2 年 10 月 16 日 議決）

- (1) 議案第 86 号 練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(別紙 2-1)
- (2) 令和 2 年 8 月 17 日付け厚生労働省事務連絡「国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る今後の財政支援について」
(別紙 2-2)